

第13回滋賀県公益認定等委員会議事録

日 時 平成22年 8 月30日(月)午後 1 時00分から 4 時35分まで

場 所 県庁本館 4 - A 会議室

出席者 委 員：飯野委員、筒井委員、中委員、真山委員、盛武委員
事務局：知事、総務課長、総務課職員 5 名

議 事

1 開 会

2 委嘱状交付

3 知事あいさつ

4 委員紹介

5 委員長選任

6 議 事

(1) 公益認定等の申請状況について

(2) 「監督の基本的考え方」及び「立入検査の考え方」について

(3) 新しい公益法人制度への移行に関するアンケート結果について

傍聴者退席

(非公開)

滋賀県公益認定等委員会運営要領第 6 条第 1 項の規定により非公開とした。

6 議 事

(4) 公益認定等の審議の進め方について

(5) 諮問案件の審議について

審議経過

1 委嘱状交付

[概要]

知事から委嘱状を交付

2 知事あいさつ

改めまして、皆さんこんにちは。

いよいよ 8 月も末ですので、少しは涼しくなるのかと思いきやまだまだここ 1 週間

くらは暑い日が続くということでございます。

大変猛暑の中、このように本日は、滋賀県の公益認定等委員会にご出席くださいます。ありがとうございます。

また、なによりもこの委員の就任をご承諾いただきまして厚くお礼申し上げます。

この委員会を設置しましてから2年が経過しております。本日、新たに真山先生にご就任いただいて第二期の委員会がスタートすることになりました。新公益法人制度に基づく申請もいよいよ本格化してまいります。皆様には、本制度の適切な運営に向けてご尽力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

今、私たちのこの行政の仕組みを考えてまいりますと教育や子育て、あるいはまちづくり、介護、福祉などさまざまな分野で人が人を助ける、あるいは人が人とつながることによりサービスが満たされる分野がますます増えてきております。

地域コミュニティやNPO、社会的企業などの活動、「新しい公共」と言われ始めておりますけれども、その仕組みづくりがますます求められております。

また、国も自治体も財政的に大変厳しい時だからこそ、できるだけ住民に近い自治体が責任をもって、効果があがる政策をすすめるため、地域主権改革、「地域のことは地域で決める」自治を実現することが大切となっております。

ここ、私自身も例えば先日、27日には関西広域連合の規約案など議論しながら、府県を越えた広域の事務については国からの受け皿をとということで、全国で初めて関西につくろうとしております。ただ、広域連合については、府県を越えたところの受け皿だけでございますので、実は、府県の中で国道やあるいは河川やあるいは労働行政など担わせていただくということで、ここはより一層府県の役割が高まってくるのではないのかという期待もしております。それだけに私たちの府県の責任というのは重くなるわけでございます。また、同時に市、町基礎自治体への権限委譲もますます進めていかなければと思っております。

そういう時に住民の皆さんに近いところで役割を担っていただくのが、公益法人でございます。特に地域と密接に関わり合いながら、人と人をつなぐ、そして人が人を支え合う、高め合うというそのような仕組みに貢献をしていただく法人もますます多くなっております。

一方で、従来の公益法人制度におきましては、主務官庁という縦割行政の弊害もございまして、法人の事業活動がどうしても縦割りで制約をされ、法人のあり方、事業内容を見直すことがほとんどできないのが実態でございます。

現場に近づけば近づくほどニーズは横割りというか、横でつながないと成果が出てこない、これは今までの私たちの経験でもございます。

そういう中で、新しい公益法人制度においては、法人の自発的な判断で、これまでの事業内容を大幅に見直すことができるようになりました。

その土台づくりのひとつとして、本県では、各担当課による監督をやめて、公益法人に係る窓口を総務課に一元化しております。

これは横つなぎ、そして縦割りの弊害を越えるという意志の表れとご理解をいただけたらと思います。

どうか、委員の皆様には、新しい制度に合わせて衣替えをいたしました公益法人を

地域社会に送り出して、そして「新しい公共」の主体となって活躍していただく社会を実現するため、ご専門の立場からの忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての私からの挨拶とさせていただきます。

どうか何かとよろしく願いいたします。

3 委員紹介

[概要]

事務局から各委員を紹介

4 委員長選任

[概要]

滋賀県公益認定等委員会条例第7条第2項の規定に基づき、委員の互選により真山委員を委員長に選任

[委員長あいさつ]

この委員会の役割は、ご存知のとおり審議を通じて一つでも多くの志ある公益法人を世に送り出すことによって、「民による公益の増進」を実現することだと考えております。

また、一方で当委員会の職責というのは大変重たいものがございまして、公平かつ厳格な運営が求められているところであります。

委員会の皆さんの最大限のご協力を賜りまして、審議を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

5 委員長職務代理者指名

[概要]

滋賀県公益認定等委員会条例第7条第4項の規定に基づき、委員長が盛武委員を委員長職務代理者に指名

6 議 事

(1) 公益認定等の申請状況について

[概要]

事務局から（資料4）新公益法人制度における全国申請状況（速報版）について説明した。

[質疑等]

なし

(2) 「監督の基本的考え方」及び「立入検査の考え方」について

[概要]

事務局から（資料5）「監督の基本的考え方」および「立入検査の考え方」について

説明した。

[質疑等]

なし

[審議結果]

「監督の基本的考え方」と「立入検査の考え方」については原案どおり承認され、ホームページにおいて公表することとなった。

(<http://www.pref.shiga.jp/koeki-hojin/kouekinintei/kouekininteiinkai.html>)

(3) 新しい公益法人制度への移行に関するアンケート結果について

[概要]

事務局から（資料6）新しい公益法人制度への移行に関するアンケート結果について説明した。

[質疑等]

（委員）

回答がなかった1割程度がどういう意向なのかは把握させているのか。

（事務局）

今回のアンケートは記名式で、回答のなかった法人名は把握しており、今後、これらの法人について、直接、意向を確認していきたいと考えている。

ただ、今回、回答のなかった法人の中には、現在、事務局が行っている個別相談会の利用を近々予約されている法人もかなりあり、個別相談を利用してから検討を進めようと考えている法人もかなりあるのかなあと事務局では考えている。

（委員）

このアンケートの質問項目の中で特に関心があるのは、公益法人が認定を受けた際の事業目的、現状の実態と照らし合わせて、公益の認定を受けるのか、一般法人へ移行するのか、その判断の基準が現状の自分たちの組織の収支相償も含めて、よく精査した上で判断しているのかというあたりをどう聞き出すかということが欲しかったと思う。今の事務局の説明では、主として税法上、あるいは再チャレンジの余裕を残す、間に合わない場合に解散に追い込まれるといった切迫した状況だけであって、そもそも公益法人としての所期の目的からしてどうなのかというのは質問しにくいのかなあというのがあって、そこは今後も含めて質問の機会があればいただければと思う。

（事務局）

その点については、個別相談の中で具体的に確認していくようにしたい。

（傍聴者退席）

以降の議事については、滋賀県公益認定等委員会運営要領第6条の規定に基づき非公開により行う。

(4) 公益認定等の審議の進め方について

[概要]

事務局より公益認定等の審議の進め方について説明を行い、これに対する意見交換および質疑応答を行った。

(5) 諮問案件の審議について

平成22年8月30日付けで諮問された3件について審議を行った。

当面の公益認定等委員会については、下記により開催することが確認された。

平成22年10月18日（月）午後2時30分から

平成22年11月9日（火）午前9時30分から

平成22年12月7日（火）午前9時30分から

平成23年1月17日（月）午後2時から

平成23年2月8日（火）午前9時30分から

平成23年3月1日（火）午前9時30分から

7 その他

第13回滋賀県公益認定等委員会における議事のうち、「(4) 公益認定等の審議の進め方について」および「(5) 諮問案件の審議について」の内容は、県の内部における審議、検討または協議に関するものであるため、当該議事に係る会議録および配付資料については、滋賀県公益認定等委員会運営要領第7条第2項の規定に基づき非公開とする。